

東証REITインバースETF

2025年4月30日

追加型／国内／不動産投信／ETF／インデックス型(ブル・ベア型)

ファンドの特色

東証REITインバースETF(以下「ファンド」又は「当ファンド」といいます。)は、東証REITインバース(-1倍)指数※を対象指標とし、東証REIT指数先物取引などのデリバティブ取引を利用することにより、基準価額の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目指す追加型株式投資信託です。

※ 東証REITインバース(-1倍)指数について

東証REITインバース(-1倍)指数は、原指標である東証REIT指数(配当なし)(以下、「東証REIT指数」といいます。)の前日比変動率(%) (3ページ目を参照)に対して一定の負の倍数、すなわち-1倍、を乗じた変動率となるように計算された指数です。

基準日:2018年12月7日 基準値:10,000ポイント

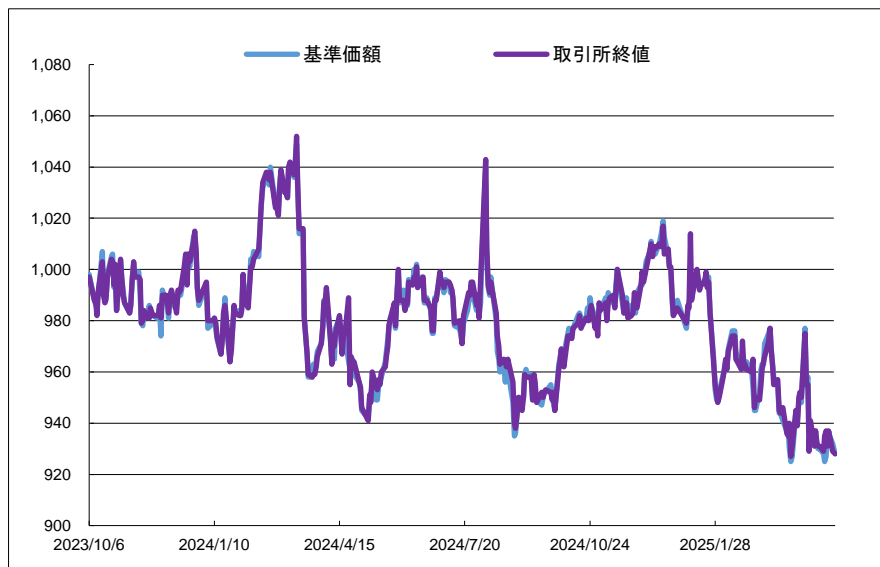
【設定日】	2023年10月5日	【上場取引所】	東京証券取引所	【基準価額】	928円
【決算日】	年1回 毎年10月12日	【証券コード】	2094	【純資産総額】	11.23億円
【信託期間】	無期限	【上場日】	2023年10月6日		
		【売買単位】	1口		

◆基準価額の騰落率

	1か月	3か月	6か月	1年間	3年間	設定来
ファンドの騰落率	-1.80%	-2.52%	-5.69%	-2.93%	-	-7.20%

※ 設定来騰落率は設定日2023年10月5日から直近までの騰落率です。

◆基準価額の推移



◆分配金実績(税引前、1口当たり)

決算日	分配金(円)
2024/10/12	0
-	-
-	-
-	-
-	-
設定来合計	0

※ 上記は過去のものであり、将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

◆資産内容

資産構成比	
国内債券	66.67%
コール・ローン等、その他	33.33%
東証REIT指数先物	-100.21%

※ 組入比率は、純資産総額に対するものです。

組入銘柄		
銘柄名	償還日	組入比率
第1257回国庫短期証券	2025/9/22	66.67%

※ 期間別騰落率は、基準価額の騰落率です。投資家利回りとは異なります。
※ 基準価額の騰落率は、分配金(税引前)を再投資し計算しております。
※ 基準価額は、計算において信託報酬等は控除されています。
※ 運用状況は、過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。

■当資料は、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社(以下「弊社」といいます。)が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、信頼できると判断した情報に基づき作成していますが、情報の正確性・完全性について弊社が保証するものではありません。■当資料に掲載されている数値・図表等は、当資料作成時点のものであり、当資料に示された見解は、当資料作成時点における弊社の判断によるものです。■当資料中のいかなる内容も、将来の市場環境等の変動を保証するものではありません。また、当資料中のいかなる内容も、将来の運用成果等を保証するものではありません。■投資信託の受益権の基準価額は、投資信託に組入れられている有価証券等の特性による値動きにより影響や又、為替相場の変動等の影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。従いまして、投資信託は元本が保証されるものではありません。また、投資成果を事前に保証するものではありません。投資信託は預貯金とは異なります。■投資信託をお申込みの際は、最新の投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、必ず、運用方針及びリスク要因等、手数料の合計、報酬等の内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。投資信託説明書(交付目論見書)につきましては、販売会社にご請求下さい。■投資信託は、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社以外の登録金融機関で購入された投資信託は、投資者保護基金の支払対象にはなりません。■ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。■当資料の内容については、予告なく変更される場合があります。■当資料の無断転写、転載は出来ません。当資料の第三者への提供は固くお断りいたします。

【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドは、公社債等、短期金融資産(以下「有価証券等」)を投資対象とし、REIT指数先物取引などのデリバティブ取引を利用するため、これらの価格変動の影響により基準価額は変動します。また、REIT指数先物取引などのデリバティブ取引を利用するため、基準価額は大きく変動します。従いまして、投資元金を割り込むことがあり、元本が保証されているものではありません。投資信託は預貯金と異なります。また、金融機関の預金あるいは保険契約ではないため、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。

信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。

当ファンドに投資される前に当ファンドの性質、複雑性および内在するリスクがご自身の投資経験や財務状況に照らして投資目的に合致しているかどうかご確認ください。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

① REIT指数先物取引の利用に伴うリスク

REIT指数先物の価格は、対象指数の値動き、先物市場の需給等を反映して変動します。先物を売り建てている場合において、先物価格が下落すれば収益が発生し、上昇すれば損失が発生します。ファンドで行なっているREIT指数先物取引について損失が発生した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。また、先物を売り建てている場合のわが国の株式市場の上昇によって、わが国の株式市場の変動率に比べて大きな損失が生じる可能性があります。

② 価格変動リスク

当ファンドは、東証REITインバース(-1倍)指数を対象指標とし、対象指標は東証REIT指数を原指標としております。原指標の構成要素である不動産投資信託は、不動産や不動産証券化商品に投資して得られる収入や売却益などを収益源としており、不動産を取り巻く環境や規制、賃料水準、稼働率、不動産市況や長短の金利動向、マクロ経済の変化など様々な要因により価格が変動します。また、不動産の老朽化や立地条件の変化、火災、自然災害などに伴う不動産の滅失・毀損などにより、その価格に影響を受ける可能性もあります。不動産投資信託の財務状況、業績や市況環境が悪化する場合、不動産投資信託の分配金や価格は下がり、財務状況、業績や市況環境が改善する場合には不動産投資信託の分配金や価格は上がることがあり、ファンドに損失が生じるリスクがあります。

当ファンドの対象指標は、原指標の前日比変動率(%)の逆の変動率、すなわち-1倍を乗じた変動率となるように計算された指標であるため、価格が上昇した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。また、原指標の構成銘柄の価格が大きく変動した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

③ 金利変動リスク

当ファンドでは、公社債やコール・ローン等を投資対象とします。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、損失が生じることがあります。

④ 信用リスク

当ファンドは、公社債等に投資します。一般に、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合(債務不履行)、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します(利息および償還金が支払われないこともあります)。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

また、短期金融資産においても債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

⑤ デリバティブ取引に関するリスク

当ファンドは、REIT指数先物取引などのデリバティブ取引を利用します。REIT指数先物取引などのデリバティブ取引の価値は基となる原資産価値等に依存し、またそれらによって変動します。デリバティブ取引の価値は、種類によっては、基となる原資産の価値以上に変動することや、原資産とデリバティブ取引との間の相関性を欠いてしまう可能性もあります。また、流動性を欠く可能性、市場混乱時や取引相手の倒産等により当初の契約通りの取引を実行できず損失を被るリスク、取引を決済する場合に反対売買ができなくなるリスク、理論価格よりも大幅に不利な条件でしか反対売買ができなくなるリスク等があります。これらデリバティブ取引に関するリスクによって、損失が生じることがあります。

⑥ レバレッジに関するリスク

当ファンドは、REIT指数先物取引などのデリバティブ取引を利用しており、また、対象指標の特性により、当該取引の実質売り建て総額は信託財産を上回るレバレッジがかかることがあります。そのため、信託財産に対して大きな損失が生じる場合があります。REIT指数先物取引の実質売り建て総額は、純資産総額に対してほぼ同額となります(レバレッジ比率)。

なお、REIT指数先物取引の買い建て総額と売り建て総額を合計した額が純資産総額に対してほぼ同額を大幅に上回る場合があります。ただし、その場合であっても、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により「リスク量」として算出した額は信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑦ 流動性リスク

有価証券等やREIT指数先物取引を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となる可能性があります。また、金融商品取引所等の取引規制により、不利な価格で取引を行わざるをえない可能性があります。市場動向、市場や行政等による規制、有価証券等及びREIT指数先物取引の流通量などの状況、あるいは当ファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等やREIT指数先物取引を市場実勢より低い価格で売却しなければならない又は、高い価格で買付しなければならないケースが考えられ、この場合には基準価額の下落要因となります。

■当資料は、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社(以下「弊社」といいます。)が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、信頼できると判断した情報に基づき作成していますが、情報の正確性・完全性について弊社が保証するものではありません。■当資料に掲載されている数値・図表等は、当資料作成時点のものであります。また、当資料に示された見解は、当資料作成時点における弊社の判断によるものです。■当資料中のいかなる内容も、将来の市場環境等の変動を保証するものではありません。また、当資料中のいかなる内容も、将来の運用成果等を保証するものではありません。■投資信託の受益権の基準価額は、投資信託に組入れられている有価証券等の特性による値動きにより影響や、為替相場の変動等の影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。従いまして、投資信託は元本が保証されるものではありません。また、投資成果を事前に保証するものではありません。投資信託は預貯金とは異なります。■投資信託をお申込みの際は、最新の投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、必ず、運用方針及びリスク要因等、手数料の合計、報酬等の内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。投資信託説明書(交付目論見書)につきましては、販売会社にご請求下さい。■投資信託は、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社以外の登録金融機関で購入された投資信託は、投資者保護基金の支払対象にはなりません。■ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。■当資料の内容については、予告なく変更される場合があります。■当資料の無断転写、転載は出来ません。当資料の第三者への提供は固くお断りいたします。

※ 東証REITインバース(-1倍)指数について

東証REITインバース(-1倍)指数は、下記の計算式を用いて原指標である東証REIT指数(配当なし)(以下、「東証REIT指数」といいます。)*の前日比変動率(%)*に対して一定の負の倍数、すなわち-1倍、を乗じた変動率となるように計算された指数です。

名称：東証REITインバース(-1倍)指数

英文名称：Tokyo Stock Exchange REIT Inverse (-1x) Index

当日の指数値＝前日の指数値×(1-1倍×東証REIT指数の前日比変動率)

*前日比変動率(%)は、小数第3位四捨五入

東証REITインバース(-1倍)指数の基準日は2018年12月7日であり、基準値は10,000ポイントです。

東証REITインバース(-1倍)指数は、2018年12月7日の値を10,000として基準化したものであるため、原指標である東証REIT指数の値とは異なります。

当ファンドの対象指標となるインバース型指標の特性・留意点など

1. インバース型指標の特性および留意点

インバース型指標は、値動きや想定されるリターンが通常の指標とは異なる特性を有しています。

(1)特性

- ・東証REITインバース(-1倍)指数は、変動率が東証REIT指数の日々の変動率の逆(-1倍)となるように算出されているため、前営業日と比較するとその変動率は東証REIT指数の-1倍となりますが、2営業日以上離れた期間での比較においては、複利効果により、東証REIT指数の変動率の-1倍以上又は未満となる場合があります。
- ・特に、東証REIT指数が上昇・下落を相互に繰り返す場合、上記の複利効果により東証REITインバース(-1倍)指数は逓減していくという特性があり、このような場合、投資者は利益を得にくくなりますので留意が必要です。
- ・東証REITインバース(-1倍)指数は、東証REIT指数が下落トレンドにある場合において上昇する指標であるため、東証REIT指数の下落を見込む場合には有効です。

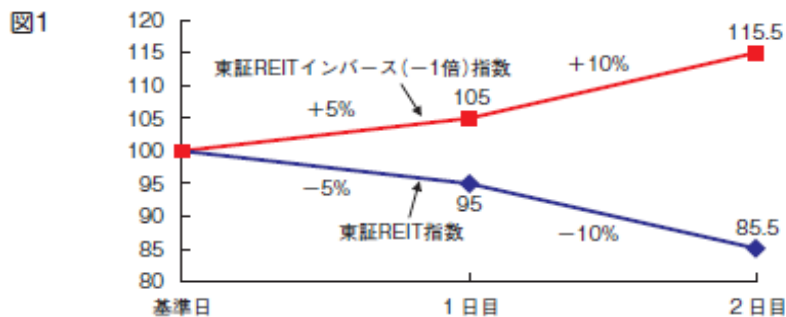
(2)留意点

<例1. 原指標が下落局面にある場合>

図1のように、原指標である東証REIT指数が一方向的に下落する局面を考えます。このとき、「東証REITインバース(-1倍)指数」の日々の変動率は、原指標の日々の変動率と逆の変動率(東証REIT指数の日々の変動率の-1倍)を達成しています。

しかしながら、2営業日以上離れた期間の場合(基準日→2日目)を比較してみると、東証REIT指数が14.5%下落(100→85.5)したのに対し、「東証REITインバース(-1倍)指数」は15.5%上昇(100→115.5)しており、その変動率は原指標の変動率の完全な-1倍にはなりません。

このようにインバース型指標は、相場下落局面でリターンを狙うことが可能ですが、2営業日以上離れた期間で比較した場合は、想定した変動率(原指標の-1倍)とは異なる上昇率となってしまう点(注:例1の15.5%上昇は、14.5%下落の-1倍である14.5%とは異なります。)、そして、投資期間が長期になればなるほど、原指標の変動率とインバース型指標の変動率の乖離が大きくなる可能性が高まる点に留意が必要となります。



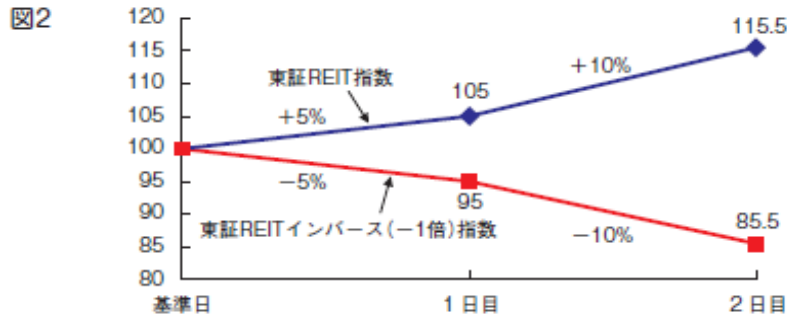
<例2. 原指標が上昇局面にある場合>

次に、図2のように原指標である東証REIT指数が一方向的に上昇する局面を考えます。このとき、「東証REITインバース(-1倍)指数」の日々の変動率は、やはり原指標の日々の変動率の-1倍を達成しています。

しかしながら例1と同様に、基準日から2日目にかけての変動率を見ると、東証REIT指数が15.5%上昇(100→115.5)したのに対し、「東証REITインバース(-1倍)指数」は14.5%下落(100→85.5)しており、その変動率は原指標の変動率の完全な-1倍にはなりません。

このようにインバース型指標は、相場の上昇局面においては下落していきませんが、2営業日以上離れた期間で比較した場合は、想定した変動率(原指標の-1倍)とは異なる下落率となってしまう点(注:例2の14.5%下落は、15.5%上昇の-1倍である-15.5%とは異なります。)、そして、投資期間が長期になればなるほど、原指標の変動率とインバース型指標の変動率の乖離が大きくなる可能性が高まる点に留意が必要となります。

■当資料は、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社(以下「弊社」といいます。)*が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、信頼できると判断した情報に基づき作成していますが、情報の正確性・完全性について弊社が保証するものではありません。■当資料に掲載されている数値・図表等は、当資料作成時点のものであり、当資料に示された見解は、当資料作成時点における弊社の判断によるものです。■当資料中のいかなる内容も、将来の市場環境等の変動を保障するものではありません。また、当資料中のいかなる内容も、将来の運用成果等を保障するものではありません。■投資信託の受益権の基準価額は、投資信託に組入れられている有価証券等の特性による値動きにより影響や、為替相場の変動等の影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。従いまして、投資信託は元本が保証されるものではありません。また、投資成果を事前に保証するものではありません。投資信託は預貯金とは異なります。■投資信託をお申込みの際は、最新の投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、必ず、運用方針及びリスク要因等、手数料の合計、報酬等の内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。投資信託説明書(交付目論見書)につきましては、販売会社にご請求下さい。■投資信託は、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社以外の登録金融機関で購入された投資信託は、投資者保護基金の支払対象にはなりません。■ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。■当資料の内容については、予告なく変更される場合があります。■当資料の無断転写、転載は出来ません。当資料の第三者への提供は固くお断りいたします。

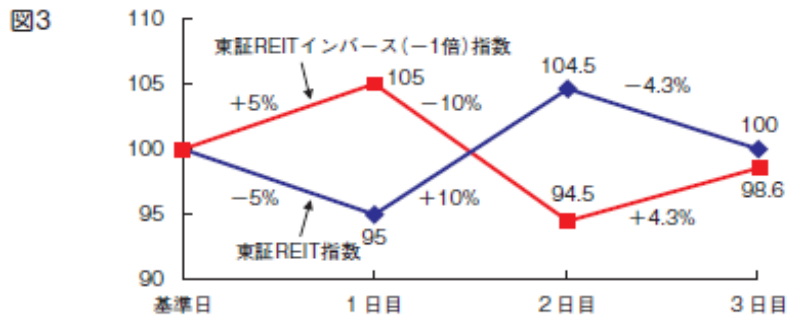


<例3. 原指標が下落・上昇を繰り返す場合>

最後に、図3のように原指標である東証REIT指数が下落・上昇を繰り返す局面を考えます。このときも、「東証REITインバース(-1倍)指数」の日々の変動率は、原指標の日々の変動率の-1倍を達成しています。

しかしながら、東証REIT指数は下落・上昇を繰り返しながらも3日目に基準日と同じ水準(100→100)に戻っているのに対し、「東証REITインバース(-1倍)指数」は複利効果が働くため、100→98.6と基準日と同じ水準に回復していません。

このように、相場の方向感が定まらず、原指標が下落や上昇を相互に繰り返した場合、インバース型指標は複利効果によって、原指標と比較してパフォーマンスが逡減していくという特性がありますので留意が必要です。



2. 原指標に連動するETFとの利益・損失の違い

変動率が原指標の変動率の-1倍となるよう算出されるインバース型指標の場合、原指標とは逆の利益・損失となります。

3. 留意すべき投資スタイル

- ・インバース型指標は、中長期にわたって投資をする場合、原指標の変動率とインバース型指標の変動率の乖離が大きくなる可能性があり、留意が必要です。
- ・原指標の上昇と下落が相互に繰り返されるような相場においては、複利効果により、原指標と比較して指数のパフォーマンスが逡減していくという特性があり、投資者は利益を得にくくなりますので、留意が必要です。

- 「東証REITインバース(-1倍)指数」および「東証REIT指数」の指数値及び「東証REITインバース(-1倍)指数」および「東証REIT指数」に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など「東証REITインバース(-1倍)指数」および「東証REIT指数」に関するすべての権利・ノウハウ及び「東証REITインバース(-1倍)指数」および「東証REIT指数」に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、「東証REITインバース(-1倍)指数」および「東証REIT指数」の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
- 当ファンドは、投資信託委託業者等の責任のもとで運用されるものであり、「JPX」は、その運用及び当ファンドの受益権の取引に関して、一切の責任を負いません。
- 「JPX」は、「東証REIT指数」の構成銘柄、「東証REITインバース(-1倍)指数」及び「東証REIT指数」の計算方法並びに「東証REITインバース(-1倍)指数」及び「東証REIT指数」の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有しています。

(2) その他の留意点

① 対象指標について

- 対象指標は、原指標である東証REIT指数の前日比変動率(%)に対して一定の負の倍数、すなわち-1倍を乗じた変動率となるように計算された指標です。
- 対象指標は、変動率が東証REIT指数の日々の変動率の-1倍となるように算出されているため、前営業日と比較するとその変動率は東証REIT指数の-1倍となりますが、2営業日以上離れた期間での比較においては、複利効果により、東証REIT指数の変動率の-1倍以上又は未満となる場合があります。
- 特に、東証REIT指数が上昇・下落を相互に繰り返す場合、上記の複利効果により対象指標は逡減していくという特性があり、このような場合、投資者は利益を得にくくなりますので留意が必要です。

■当資料は、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社(以下「弊社」といいます。)が作成した資料であり、金融商品取引法に基づき開示資料ではありません。■当資料は、信頼できると判断した情報に基づき作成していますが、情報の正確性・完全性について弊社が保証するものではありません。■当資料に掲載されている数値・図表等は、当資料作成時点のもので、当資料に示された見解は、当資料作成時点における弊社の判断によるものです。■当資料中のいかなる内容も、将来の市場環境等の変動を保証するものではありません。また、当資料中のいかなる内容も、将来の運用成果等を保証するものではありません。■投資信託の受益権の基準価額は、投資信託に組入れられている有価証券等の特性による値動きにより影響や又、為替相場の変動等の影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。従いまして、投資信託は元本が保証されるものではありません。また、投資成果を事前に保証するものではありません。投資信託は預貯金とは異なります。■投資信託をお申込みの際は、最新の投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、必ず、運用方針及びリスク要因等、手数料の合計、報酬等の内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。投資信託説明書(交付目論見書)につきましては、販売会社にご請求下さい。■投資信託は、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社以外の登録金融機関で購入された投資信託は、投資者保護基金の支払対象にはなりません。■ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。■当資料の内容については、予告なく変更される場合があります。■当資料の無断転写、転載は出来ません。当資料の第三者への提供は固くお断りいたします。

- d. 対象指標は、相場下落局面でリターンを狙うことが可能ですが、2営業日以上離れた期間で比較した場合は、想定した変動率(原指標の-1倍)とは異なる上昇率となってしまう点(注:原指標下落率の完全な-1倍の上昇率にはならない場合。)、そして、投資期間が長期になればなるほど、原指標の変動率とインバース型指標の変動率の乖離が大きくなる可能性が高まる点に留意が必要となります。
- e. 対象指標は、相場の上昇局面においては下落していきますが、2営業日以上離れた期間で比較した場合は、想定した変動率(原指標の-1倍)とは異なる下落率となってしまう点(注:原指標の上昇率の完全な-1倍の下落率にはならない場合。)、そして、投資期間が長期になればなるほど、原指標の変動率とインバース型指標の変動率の乖離が大きくなる可能性が高まる点に留意が必要となります。
- f. 対象指標は、相場の方向感が定まらず、原指標が下落や上昇を相互に繰り返した場合、インバース型指標は複利効果によって、原指標と比較してパフォーマンスが遞減して行くという特性がありますので留意が必要です。
- g. 対象指標に連動する当ファンドは、原指標に連動するファンドに比べ、逆の利益・損失となりますが、中長期にわたって投資をする場合、原指標の変動率とインバース型指標の変動率の乖離が大きくなる可能性があり、留意が必要です。原指標の上昇と下落が相互に繰り返されるような相場においては、複利効果により、原指標と比較して指数のパフォーマンスが遞減して行くという特性があり、投資者は利益を得にくくなりますので、留意が必要です。

② 対象指標とファンドの基準価額のかい離

当ファンドは、REIT指数先物取引などのデリバティブ取引を利用することにより、基準価額の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目標として運用されますが、以下のような要因により、必ずしも対象指標と完全に一致した運用成果とはならないことに留意が必要です。

- a. REIT指数先物取引などのデリバティブ取引を利用しますが、当該取引の値動きと対象指標との値動きが一致しないことにより、対象指標の変動率とファンドの基準価額の変動率にかい離が生じることがあります。
- b. REIT指数先物取引には先物満期日(以下「限月」)があるため、当該先物取引を異なる限月の取引に乗り換えていくこと(「ロールオーバー」といいます。)となります。このとき、売り建てている先物を買戻し、乗り換え対象となる限月の先物売り建てることになりますが、限月が異なるため2つの先物取引には元来価格差があります。それにより、対象指標の変動率とファンドの基準価額の変動率にかい離が生じることがあります。
- c. 対象指標の特性により、REIT指数先物取引の実質売り建て総額が信託財産の純資産総額とほぼ同額となりますが、必ずしも正確に同額ではなく、純資産総額を上回ることも、または下回ることもあります。それにより、対象指標の変動率とファンドの基準価額の変動率にかい離が生じることがあります。
- d. 資金の流入から実際にREIT指数先物取引を売り建てするためのタイミングのずれの発生により、対象指標の変動率と基準価額の変動率にかい離が生ずる可能性があります。
- e. 信託報酬等のコスト負担が基準価額の変動率とのかい離の要因になります。

③ 対象指標の原指標と当ファンド

対象指標は、原指標である東証REIT指数の前日比変動率(%)に対して一定の負の倍数、すなわち-1倍を乗じた変動率となるように計算された指標です。

原指標に連動するETFと比較した場合、当ファンドのような変動率が原指標の変動率の-1倍となるよう算出されるインバース型指標の場合、原指標とは逆の利益・損失となります。

また、その他の留意点の「① 対象指標について」および「② 対象指標とファンドの基準価額のかい離」の要因により、原指標の変動率の-1倍と当ファンドの基準価額の変動率にかい離が生じます。

④ 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、設定または解約に制限を設けることがあります。

当ファンドは、REIT指数先物取引のうち主として取引を行なうものについて、次の1.または2.に該当する場合には、販売会社は、前日の取得申込みの受付の中止、当日の取得申込みの取消しまたはその両方を行なうものとします。また、次の1.または2.に該当する場合には、委託会社は、当日の一部換金(解約)の実行の請求の受付を中止することができるほか、当日の一部換金(解約)の実行の請求を取消することができます。

1. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の当日の午後立会が行われないうちもしくは停止されたとき。
 2. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、当該ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。
- また、委託会社が別に定める申込上限口数を超えた口数または換金(解約)請求上限口数を超えた口数については、委託会社は申込の受け付けまたは換金(解約)請求を受け付けることをいたしません。

⑤ 金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で受益権の設定及び換金(解約)請求の受け付けを中止することがあります。

⑥ 分配金は、分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、分配を行わない場合があります。

⑦ 当ファンドの基準価額の計算は、法令および一般社団法人投資信託協会規則等に従って時価評価を行います。有価証券等及び派生商品取引の評価は、基準価額計算日に知りうる直近の日の価格です。

⑧ 当ファンドの受益権は、東京証券取引所に上場し、当該取引所で取引されますが、その取引価格は、当ファンドの運用に対する評価や当該取引所における需給関係によって形成されるため、対象指標や基準価額と一致した推移とならず、一般にかい離を生じます。また、当ファンドの受益権は当該取引所において活発な取引が行われるという保証はありません。したがって、当ファンド受益権の取引がまったく行なわれなかったり取引が行なわれたとしても制限的で当ファンドの受益権の当該取引所における取引価格に悪影響したり購入者が処分に窮する場合があります。また、同取引所においてどのような価格で取引がなされるのかを予想することはできません。さらに、指定参加者(当ファンドの募集の取り扱いを行なう者で、当ファンドの販売会社。)は当ファンド受益権の当該取引所における円滑な流通の確保に努めることとなっておりますが、継続的に呼び値を提示する義務を負うものではありませんので、市場での需給の状況によっては、当ファンドを希望する時にまたは希望する価格で売ることが困難となる場合又は売買すること自体が不可能となる場合があります。

⑨ 受益権は、委託会社と受託会社との協議により、一定日現在の受益権を均等に再分割もしくは併合されることがあります。

⑩ 2028年10月12日以降、受益権の口数が20営業日連続して50万口を下回った場合や、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合は、繰り上げ償還されます。

■当資料は、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社(以下「弊社」といいます。)が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、信頼できると判断した情報に基づき作成していますが、情報の正確性・完全性について弊社が保証するものではありません。■当資料に掲載されている数値・図表等は、当資料作成時点のものであり、当資料に示された見解は、当資料作成時点における弊社の判断によるものです。■当資料中のいかなる内容も、将来の市場環境等の変動を保証するものではありません。また、当資料中のいかなる内容も、将来の運用成果等を保証するものではありません。■投資信託の受益権の基準価額は、投資信託に組入れられている有価証券等の特性による値動きにより影響や、為替相場の変動等の影響を受けませんが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。従いまして、投資信託は元本が保証されるものではありません。また、投資成果を事前に保証するものではありません。投資信託は預貯金とは異なります。■投資信託をお申込みの際は、最新の投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、必ず、運用方針及びリスク要因等、手数料の合計、報酬等の内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。投資信託説明書(交付目論見書)につきましては、販売会社にご請求下さい。■投資信託は、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社以外の登録金融機関で購入された投資信託は、投資者保護基金の支払対象にはなりません。■ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。■当資料の内容については、予告なく変更される場合があります。■当資料の無断転写、転載は出来ません。当資料の第三者への提供は固くお断りいたします。

- ⑪ 適用となる法令・税制・会計制度等は、今後、変更される可能性があります。
- ⑫ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ⑬ ETFを金融商品取引所で売買される場合には、委託会社作成の投資信託説明書(交付目論見書)は交付されません。売買をお申込みになる証券会社に、当該取引の内容についてご確認ください。

<ファンドの費用>

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先にお問合せください。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額の0.30%を上限 ただし、有価証券届出書提出日現在においては、0.10%
換金時手数料	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先にお問合せください。 ※換金時手数料は、換金時の事務手続きなどに係る対価です。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、下記により計算した額とします。	
	信託財産の純資産総額に年10,000分の82.5(消費税込)以内の率を乗じて得た額	
	運用管理費用(信託報酬)＝運用期間中の基準価額×信託報酬率	
	総額	年率0.825%(税抜0.75%)(有価証券届出書提出日現在)
配分 (税抜)	委託会社	
	受託会社	
	年率0.70%	年率0.05%
役務の内容		
	委託会社	委託した資金の運用の対価
	受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
上記の信託報酬は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。		
その他費用・手数料	<p>■組入る有価証券や先物取引等の売買の際に発生する売買委託手数料、受託会社の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、随時、信託財産中から支弁します。信託の計理およびこれに付随する業務や法定書類の作成・交付に要する費用等(これらの業務を外部に委託する場合も含まれます)、また、対象指標に係る商標権の使用料、信託の監査人および法律顧問等に対する報酬や費用等も信託財産中から支弁されます。これらは、当ファンド保有期間中に受益者により間接的にご負担いただく費用となります。なお、当該費用については、運用状況により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。</p> <p>■ファンドの上場に係る費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規上場および追加上場料:新規上場時の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額)に対して、0.00825%(税抜0.0075%)。 ・上場の年賦課金:毎年末の純資産総額に対して、0.00825%(税抜0.0075%)およびTDnet利用料。 	

※上記手数料・費用等の合計額については、投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

設定・運用は

シンプルクス・アセット・マネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第341号
加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

■当資料は、シンプルクス・アセット・マネジメント株式会社(以下「弊社」といいます。)が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、信頼できると判断した情報に基づき作成していますが、情報の正確性・完全性について弊社が保証するものではありません。■当資料に掲載されている数値・図表等は、当資料作成時点のものであり、当資料に示された見解は、当資料作成時点における弊社の判断によるものです。■当資料中のいかなる内容も、将来の市場環境等の変動を保証するものではありません。また、当資料中のいかなる内容も、将来の運用成果等を保証するものではありません。■投資信託の受益権の基準価額は、投資信託に組入れられている有価証券等の特性による値動きにより影響や又、為替相場の変動等の影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。従いまして、投資信託は元本が保証されるものではありません。また、投資成果を事前に保証するものではありません。投資信託は預貯金とは異なります。■投資信託をお申込みの際は、最新の投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、必ず、運用方針及びリスク要因等、手数料の合計、報酬等の内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。投資信託説明書(交付目論見書)につきましては、販売会社にご請求下さい。■投資信託は、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社以外の登録金融機関で購入された投資信託は、投資者保護基金の支払対象にはなりません。■ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。■当資料の内容については、予告なく変更される場合があります。■当資料の無断転写、転載は出来ません。当資料の第三者への提供は固くお断りいたします。